



ハローワーク からのお知らせ

平成15年3月の函館公共職業安定所職員の北松山職業相談室派遣日は、次のとおりとなります。

北松山職業相談室での雇用保険受給手続きについては職員派遣日に職員が取扱いをしますが、職員の派遣日以外には八雲出張所で手続きをしていただくこととなります。

また、お仕事に関するご相談を派遣日以外でも随時行っておりますのでお気軽にご相談ください。

日時

- 3月5日(水) 午後1時～午後5時
- 3月6日(木) 午前9時～正午

申告書は自分で書いて お早めに

平成14年分の所得税(住民税及び個人事業税)の確定申告の受付が2月17日(月)から始まります。

申告書にご記入いただいた文字や数字は、コンピューターが直接読み取りますので、「確定申告の手引き」を参考に正しいにご記入いただくようご協力をお願いします。

問合せ 北松山職業相談室

☎ 01378・4・5724

問合せ ハローワーク函館

☎ 01388・26・0735

問合せ ハローワーク八雲

☎ 01376・2・2509

技能講習会(再教育) 受講者の募集

建設業労働災害防止協会江差分会では、有資格者の充足を図るため次のとおり技能講習会を開催します。

この再教育講習は、技能講習(または再教育講習)終了後、おおむね5年以内毎にこの教育講習を受講するよう義務づけられていますので、該当する方にはこの機会にもれなく受講するようしてください。

なお、次の3講習でも会場は、ホテルニューエス(江差町字新地町)で、定員は各々100名、講習の申込期限は2月19日(水)まで(定員になりしだいしめ切り)となっています。足場の組立作業主任者能力向上(定期)教育講習

をお願いします。

また、税務署の申告相談会場にお越しの際には、印鑑、前年の確定申告書などの「控」、使い慣れた「計算器具」や「筆記具」をご持参ください。

問合せ 八雲税務署

☎ 01376・3・2148

問合せ 役場財政税務課

☎ 7・3311

農薬取締法が改正されました

昨年12月、**無登録農薬の製造・輸入の禁止、無登録農薬の使用規制の創設、無登録農薬の使用規制の創設法律違反の規則制度強化**などを柱とする農薬取締役法の改正が行われました。

この法律は、本年3月11日から施行されますが、**農業者のみならず、一般の方が家庭菜園などで使用する農薬についても規制の対象となり、例えば無登録農薬を使用した場合には3年以下、100万円以下の罰金が科されることとなりますのでご注意ください。**

無登録農薬は、専門の産業廃棄物処理業者の処理が必要となるため、JA瀬棚支店に対する委任を行い、処理業務を代行してもらうことができます。

受入日程は、2月18日～19日で生産資材課で行いますのでお問い合わせください。なお、処理料は排出者負担となります。

新函館農協瀬棚支店生産資材課 ☎7-2501 役場農林水産課 ☎7-3311

ご意見・ご要望・リサイクル情報・耳より情報などを誌面(談話室海猫)でご紹介します!

一緒にお配りした専用封筒をご利用ください

広報「せたな」へ お便りください!

匿名を希望する場合、必ずその旨を明記してください。名前の記載がない場合は回答、コメントを差し控えていただく場合がありますので、名前と連絡先は必ず明記してください。(質問の内容について不明な点などを確認できないと、回答できないことがあるため)

町に対するご意見やご要望のほか、掲示板へのリサイクル情報、耳より情報など、何でもお気軽にお寄せください。

- 総務町民課文書広報係 -

犬や猫などの飼育管理についてのお願い！
最近、犬や猫の放し飼いによる苦情が大変多いです。飼い主は次のことに心がけ、他人に迷惑をかけないようにご協力をお願いします。
最近、犬や猫の放し飼いによる苦情が大変多いです。飼い主は次のことに心がけ、他人に迷惑をかけないようにご協力をお願いします。
最近、犬や猫の放し飼いによる苦情が大変多いです。飼い主は次のことに心がけ、他人に迷惑をかけないようにご協力をお願いします。

戸籍の窓口

KOSEKI NO MADOGUTI



お誕生おめでとう

おん 恩くん
福士 圭二さん・裕子さん/鳥歌3区

ともき 知輝くん
西田 克則さん・直子さん/元浦1区

おくやみ申し上げます

清原 文雄さん(88) 西大里2区
荒戸幸三郎さん(85) 本町4区
中村正五郎さん(79) 本町10区
紺谷 まささん(83) 本町9区

(11月15日から1月14日まで届出)

人口と世帯

	1月末現在(前月比)
人口	2,797人(+1)
男	1,338人(+1)
女	1,459人(+0)
世帯	1,154世帯(-4)

こうなりました
預金保険制度

当座預金、普通預金、別段
預金は平成17年3月末まで引

- 2月26日(水)午前9時~午後5時
- 受講料 8千600円
- 車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用) 運転業務従事者衛生教育講習
- 2月27日(木)午前9時~午後4時
- 受講料 8千130円
- 玉掛業務従事者安全衛生教育講習
- 2月28日(金)午前9時~午後3時
- 受講料 8千円

同分会(檜山建設協会内)
☎01395・2・1813

北海道財務局

☎011・709・2311

引き続き全額保護されます。
定期預金などについては、これまでと同様に、元本1千万円までとその利息などが保護されます。
それを超える部分は、破たん金融機関の財産に応じて支払われます。(一部カットされる場合があります)
平成17年4月以降は、当座預金などの利息のつかない預金が多額保護されることになりません。預金保険制度、農漁協系統貯金保険制度ともに同様の取扱いがなされます。
くわしくは金融機関の窓口または、預金保険機構、農林水産業協同組合貯金保険機構、北海道財務局までお問い合わせください。

所得申告の受付が始まります！

平成14年分の所得申告の受付が2月17日より始まります。各地区における日程及び会場については、先日全戸配布したチラシをご覧ください。なお、各会場では毎年同様に血圧測定・尿検査・血液検査などを実施しておりますので、お気軽にご利用ください。

申告に関するお問い合わせは
財政税務課税務係へ
☎7-3311



総務町民課戸籍年金係からのお知らせ

担当/浜登幸恵

年金を受けるために必要な期間は？

最近、年金を受けるために必要な期間と内容について、皆さんから質問をいただくことが多いので、今月は「年金を受けるために必要な期間」についてお知らせします。

年金を受けるためには、次の期間を合計して25年以上あることが必要です！

- 国民年金保険料を納めた期間
- 国民年金保険料の免除期間
- 厚生年金や共済組合に加入していた会社員・公務員の期間
- 第3号被保険者の期間(に扶養されていた配偶者期間)
- 合算対象期間(カラ期間)



カラ期間とは...例えば昭和36年4月から昭和61年3月までの結婚している間に、夫(妻)が厚生年金や共済年金に加入していて、自分は何の年金にも加入していなかった期間などのことをいいます。この期間は、25年に満たない方の期間に計算されますが、年金額を計算する時には含まれません。

年金に関することでお困りのことがあればお気軽にご相談ください。